

時

幸良

第 20 卷 第 4 號 昭和 15 年 4 月

鐵道省關門聯絡線工事施行會議

昭和 11 年 9 月着工以來、我國未曾有の大事故に際會せるも着工を進めつゝある關門聯絡線工事の海底隧道は、昨年 4 月試掘隧道の貫通を見てより、斷層破碎帶と軟弱地質に難工を續けつゝも、萬全を期して本隧道の完成に努力してゐる。

鐵道省下關工事々務所主催の關門聯絡線工事施行會議は、一昨年より毎年一回開催され、第 3 回會議を去る 3 月 6, 7 の兩日に亘り別府市龜川に於て開催された。建設局線路課長、各工事々務所長、各鐵道局工務部長始め、特に東大よりは吉田、山崎兩博士、官房研究所沼田科長等斯界の權威者五十餘名參集し、本會議の前日、5 日午前 10 時下關工事々務所に於て、大川計畫課長より工事内容の總括説明あり、終つて一同モーターボートに乘艇、彦島に上陸、堀越工事現場を視察し、正午弟子待出張所に到り、本堅坑を降り隧道を通つて對岸小森江試鑿堅坑に出て、同所にて晝食を認め、午後はシールド工法並に潜函工法の現場を視察し、午後 4 時過ぎ別府に向つた。

6, 7 兩日の本會議は釣宮所長の挨拶に始まり、大要次の如き順序により議事が進められ盛會裡に終始した。

議事次第

弟子待側工事

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. 取付隧道 | 2. 海底隧道 |
| 3. 斷層破碎帶間施工 | 4. フリージング工法 |

小森江側工事

- | | |
|-----------|---------|
| 1. シールド工法 | 2. 水抜隧道 |
| 3. 潜函工法 | 4. 閉鑿工法 |

第二期工事計畫

- | | |
|--------------|------------------|
| 1. 斷層破碎帶の施工法 | 2. シールドの設計 |
| 3. セグメント | 4. 鋼筋コンクリートセグメント |

(齋藤秀雄)

滿洲土木研究會第 5 回土木講習會開催

滿洲土木研究會は本部を新京に置き、滿洲に於ける土木事業に携る者、其他土木事業に對し學識經驗ある人々を以て會員とし、康德六年一月會則を設け、雑誌

建設の發行、講演會、講習會、見學等をするのであつて、現在は坂田技監を會長とし、會員は約 1600 名に達せんとする由である。

第 5 回土木講習會は康德 7 年 1 月 24 日より 28 日まで、新市協和會館内に於て開催せられ、大盛況を呈した。

折から新京は零下 20 度の極寒であつたに拘らず、會員は各方面から集まり熱心に聽講した。

まづ出席會員は約 400 名で、遠くは國境方面より、或は蒙疆より、各方面の選抜せられた會員を以て滿され、又内には滿人も加つてをつた。因に滿洲國の役人のみでなく、一部には滿拓會社、東邊道會社、土建協會、日本鋪道、淺野セメント等の社員も見受け官民合団の様であつた。

講習會は 1 月 24 日午後 9 時 40 分滿洲晴れの天候に恵まれ、一千名を收め得ると言ふ極めて壯嚴なるこの協會會館の大會場に、まづ坂田會長の開會の挨拶に講習會は開かれたのである。

次で大臣、市長等の祝辭あり、11 時より堰堤の設計法（山本將雄）の講演ありて中食となり午後は河川の流量（照井隆三郎）並に映畫を終りて 18 時に散會した。

25 日は國土計畫（歲川滿雄）哈大道（寺師虎之助）午後航空寫眞（片岡健次郎）南滿運河（米田正文）防空計畫（佐藤九郎）廿九日はコンクリート（中村猪市）水底隧道（加藤伴平）午後綱東江（福光昇）鐵筋コンクリート橋梁（瀬戸政章）北支の土木（立神弘洋、小澤久太郎）又二十七日は河水統制（水谷 銘）河西橋（横道英雄）午後道路鋪裝（中島時雄）飛行場（羽中田參次）以上を終りて講習會を閉じ坂田會長の閉會の辭あり、次で終了證書を授與せられ、又た中食時には玄關先きにて記念撮影を終つた。18 時から國都飯店にて全員の大懇親會を開催し、坂田會長の挨拶に初まり、米田幹事の説明各講師の挨拶其他各地より集まりし會員より代表的な偉大なる藝術まで、つぎつぎに披露せられた。

28 日は 300 名打揃つて自動車で松花江の國營水力電氣工事の視察に出發した。現場は零下 36 度の寒さであるが、會員が熱心に説明を聞き、現地を視察した事は、身を挺して技術に精進しつゝあるところの滿洲

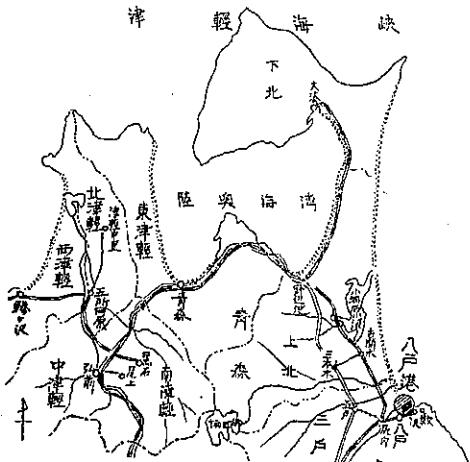
國の技術者諸君にして初めて觀取し得る熱烈たる情景であつた。

(水谷 鋼)

八戸港修築計畫概要

港灣協會に於ては今回八戸港修築に關し、次の如き成案を得た。以下簡単に之れを紹介する。

圖-1. 八戸港附近圖



1. 港の現況

去る昭和7年本港修築に關する計畫を樹立した、當時の方針としては、

(イ) 現在の漁港埋立地と燕島との間には將來漁港設備の擴張に充てる。

(ロ) 商港は之を漁港に隣接し其の西方に設定す。

(ハ) 北防波堤を延長し港内遮蔽水面積を擴大す。

(＝) 本港は商港、漁港の外に避難港たるべき目的を有するを以て港内泊地の面積は成るべく之を廣くする。

(ホ) 埋立地と船入場防波堤との間の水面は漁船その他小型船の専用に充つ。

(ヘ) 貨物の輸出額を 90 萬噸とし、差當り約 40 萬噸を取扱ふに適せしめる。

(ト) 舊八戸港たる新井田川及河口は小型船の出入に便なる様改修し、その利用を増進す。

然るに本港の港勢は修築計畫當時以來顯著なる進展を遂げ昭和 13 年に於ける入港船舶は 96,000 隻、222 萬噸を算し、貿易額は輸出 42,700 噸、輸入 54,100 噸合計 96,800 噸にて 7 年間に約 20 割の増加を示した。

2. 新計畫の方針

(イ) 本港現在の防波堤延長は僅に 528 m にして、其の被覆面積は近時入港の船舶の激増に對し充分なりとは云ふを得ず、從つて防波堤の延長は目下の急務となる。

(ロ) 港口の位置は荷役場が港内に浸入する波浪より受くる脅威を成るべく少からしむる場所に選定するの要あり、港口の水深は大體干潮面下 10 m とする。

(ハ) 漁港の擴張地區には現在の地區は狹小なるを以つて、新に適當なる場所を選定し漁港施設を増設する必要ありと思考す。その候補地は現在の馬淵川河口右岸附近の海面を適當とす。

(ニ) 商港の擴張地域は現在其の一部工事中にかゝる第一突堤以西、漁港増設地に至る間を以て之に充當す、其の距離約 1,300 m にして第一突堤の他に 4 基の繫船突堤を築造し得。

(ホ) 馬淵川下流部を改修し、一大船渠たらしむる目的を以て可及的にその幅員を廣くし、水深を大とし、3~4,000 順級中型汽船の航行並に接岸を自由ならしむ。

(ヘ) 本擴張計畫は總べて昭和 7 年に立案せる前記の修築計畫の方針を踏襲せるものにして、之れが全部の完成には相當の長年月と相當巨額の工費を要す。從つて本計畫の實施は之を數期に分ちて施行するものとす。

3. 工期及工費概算

(イ) 商港

商港第一期擴張工事期間は 6 ヶ年とし工費概算を 580 萬圓とする。その内澤は次の如し。

工種	数量 m	単價 円	金額 円	備考
防波堤費	1,200	2,400	2,800,000	
岸壁費	720	1,000	720,000	
物揚場費	150	400	60,000	
假護岸費	750	200	150,000	
假防砂堤費	400	300	120,000	
浚渫埋立費	1,120,000	0.40	448,000	
浚渫費	1,080,000	0.40	432,000	
陸上設備費			180,000	
機械費			250,000	
雜費			200,000	
事務費			350,000	
計			5,800,000	

(ロ) 漁港の部

漁港擴張工事の工事期間は 6 ヶ年間とし、工費概算

を 310 萬圓とす。

工種	数量	単價	金額
波除堤費	920	750	690 000
物揚場費	1240	400	496 000
護岸及假護岸費	1160	185	214 600
埋立費	2 330 000	0.40	932 000
陸上設備費		200 000	
機械費		200 000	
雜費		167 400	
事務費		200 000	
計		3 100 000	

(編輯部)

土地區劃整理 事務 技術 研究會

去る 2 月 22 より 24 日の 3 日間に亘り區劃整理協會全國聯合會主催のもとに第 4 回區劃整理研究會が開催された。會場は内務省會議室にして、全國より集まれる都市計畫關係會員約 80 名並に内務省、大藏省、司法省等の各關係官臨席のもとに行はれた。

日程 第 1 日 (22 日) 研究、討議

第 2 日 (23 日) 研究、討議

講演 静岡市の復興計畫

内務技師 町田 保氏

四日市臨海都市建設事業に就て

三重縣都市計畫課長 兼岩傳一氏

第 3 日 (24 日) 川崎方面観察

次に今回の議題となつた研究事項を示せば次の如し

(1) 土地區劃整理組合設立認可申請内に於ては監督官廳の許可なくして猥に土地の形質を變更し又は工作物の新設等を爲すこと能はざる様規程の改正を望む。

(岡山協会)

(2) 農地整理法第 11 條第 2 項中「前項廢止したるものに代るべきもの」を削除し、次の如く改正せられん事を望む。

(名古屋協会)

耕地整理の施行に依り開設したる道路の堤塘、溝渠、溜地等は無償にて之を國有地に編入す

(3) 都市計畫法第 15 條の 2 を次の如く改正せられんことを望む。

(同 上)

土地區劃整理に付ては耕地整理法第 43 條の規定に拘らず、墳墓地、寺院境内地及建物ある宅地を土地區劃整理施行地區に編入することを得。

(4) 農地整理法第 27 條に依る損害補償金に付ては通

常裁判所に出訴を認めさる法の趣旨なりと思惟するも事實は之を通常裁判所に於て受理し、爲に整理事業の進捗を妨げ施行者は過大の損害を蒙れる實例あり、依つて内務省は司法省と協議し、適當なる措置を講ぜられんことを切望す。尙他都市に於て之等の實例あらば承りたし。

(同 上)

(5) 昭和 12 年 4 月 10 日内務省發都第 5 號通牒の耕地整理法第 11 條第 1 項の土地の取扱に付ては稅務當局は該通牒に不拘公共用財產として、編入認許せられたる土地をも准種財產として引繼を要求せる例屢々あり。内務省は大蔵省と協議の上如斯ことなき様大蔵省より稅務當局に其の趣旨の徹底方配慮せられたし。

(同 上)

(6) 土地區劃整理事業に對して補助金交付の途開かれ度し。

(秋田縣)

(7) 土地區劃整理の設計の認可は之を地方長官に委任せられたし。

(同 上)

(8) 土地區劃整理法の制定を望む。

(同 上)

(9) 都市計畫區域内に於ける一團地の宅地造成事業の統制規定を設けられ度。

(福岡縣)

(10) 土地區劃整理施行地區内に於て既存建物の移轉時に限り、敷地内に存すべき空地制限に關し事業の性質上適切なる規定の改正を要望す。

(同 上)

(秋月弘一)

都市計畫關係決定事項 (2 月分)

市制：市制第 3 條及町村制第 3 條に依り、昭和年 2 月 11 日より鹿児島縣薩摩郡川内町を廢し、其の區域を以て川内市を置く。同じく同日より兵庫縣津名郡洲本町を廢し、洲本市を置く。同じく同日より同縣飾磨郡飾磨町を廢し、飾磨市を置く。

1. 市街地建築物法適用：新潟縣南蒲原郡見附町の一部 (法施行規則第 149 條の 2 の規定に依り)。

2. 都市計畫法適用：富山縣上新川郡大澤野町、同縣中新川郡滑川町、同縣上市町、同縣下新川郡入善町、同縣泊町、同縣婦負郡八尾町、同縣射水郡小杉町、同縣東礪波郡城端町、同縣井波町、同郡福野町、同郡出町、同縣西礪波郡石動町、同郡福光町、同郡戸出町 (何れも都市計畫法第 1 條の規定に依り指定す)。

3. 都市計畫區域決定：富山縣大澤野、同縣入善、同縣泊、同縣小杉、同縣城端、同縣井波、同縣出、同縣戸出各都市計畫區域 (夫々法第 2 條第 1 項の規定

に依り、其の町の区域を以て都市計画区域と決定)。

4. 都市計画の決定: 街路 廣島縣府中都市計画街路 (II, 3, 1 號, 外 14 路線, 總延長 20.576 km, 工費概算 2 107 071 圓)。

區割整理 富山縣東岩瀬工業都市計画土地區割整理 (383 ha), 福岡縣小倉都市計画三荻野土地區割整理 (85.62 ha), 熊本縣荒生都市計画荒生町土地區割整理 (37.47 ha)。

風致地區及公園 静岡都市計画公園 (第 1 號公園 0.85 ha, 第 2 號公園 0.44 ha, 第 3 號公園 0.49 ha, 第 4 號公園 1.22 ha), 大阪府大津都市計画風致地區並に公園 (助松風致地區 53.28 ha), 穴師風致地區 9.0 ha, 大津川風致地區 30.0 ha, 宇多風致地區 15 ha, 宇多公園 3.78 ha, 下條公園 0.54 ha, 助松公園 6.44 ha, 新池公園 0.77 ha, 眠田公園 1.38 ha, 穴師公園 3.42 ha, 關田公園 1.14 ha. 門司都市計畫公園 (大里公園 14.29 ha) 小倉都市計畫公園 (三荻野公園 18.18 ha) 戸畠都市計畫公園 (金比羅公園 51.10 ha) 若松都市計畫公園 (高塔山公園 14.90 ha) 八幡都市計畫公園 (記念公園 9.68 ha, 城山公園 2.49 ha, 皇后ヶ崎 3.94 ha)。

防火用水利施設 静岡都市計画防火用水利施設 (貯水槽 10 箇所設置, 容量 1 箇所 109 m³)。

5. 都市計画事業の決定: 街路 富山縣魚津都市計畫街路事業 (II, 2, 1 號線, 延長 0.3 km, 事業費

20 345 圓昭和 14, 15 年度町長執行), 戸畠都市計畫街路事業 (II, 1, 1 號線事業費 879 000 圓, 昭和 14~16 年度知事執行), 小倉都市計畫街路々面改良事業 (I, 3, 1 號線, 延長 1.5389 km, 事業費 80 000 圓, 昭和 14 年度市長執行), 福岡都市計畫街路事業 (I, 3, 7 號線 I, 3, 10 號線及 I, 3, 15 號線, 總延長 1.3517 km, 事業費 2 050 000 圓, 昭和 14~17 年度市長執行), 熊本都市計畫街路事業 (I, 3, 9 號線, 延長 185 間, 事業費 314 000 圓昭和 14~15 年度市長執行). 運河 富山都市計畫運河事業 (1 等 2 號, 延長 2.053 km, 幅員 60 m, 事業費 1 663 500 圓 1 等 3 號, 延長 0.45 km, 幅員 60 m, 事業費 388 500 圓 (何れも昭和 14~16 年度知事執行)). 公園及墓地 門司都市計畫公園事業 (大里公園, 6.61 ha, 昭和 14~16 年度執行), 小倉都市計畫公園事業 (三荻野公園, 18.18 ha, 昭和 14, 15 年度執行), 戸畠都市計畫公園事業 (金比羅公園 6.61 ha, 昭和 14, 15 年度執行), 若松都市計畫公園事業 (高塔山公園 9.92 ha, 昭和 14, 15 年度執行), 八幡都市計畫公園事業 (記念公園 8.95 ha, 皇后ヶ崎公園 3.94 ha, 何れも昭和 14~18 年度執行), 吳都市計畫墓地事業 (吳市金立公園墓地 5.38 ha, 昭和 14, 15 年度執行)。

6. 土地區割整理組合の認可: 福岡縣八屋都市計畫區域內八屋町足切土地區割整理組合 (整理面積 23.93 ha, 整理費 33 000 圓). (廣瀬可一)

都市計畫關係決定事項府縣別一覽表

表-1.

府縣名	編地點	都市計畫名	編地點	計 嘉 決 定 郡 市 名	事業決定都市名	監督整理施行者名	組織
北海道	7 1 7 9 7 8	札幌(街路名改,風化) 北鎌(街,土公,地,防災地,正) 小樽(街路名改,地) 旭川(路南改)		札幌, 小樽(街, 路南改) 旭川(路南改) 余市町 船岡町	函館, 小樽, 旭川 列島, 余市町 船岡町	17	
青森	3 4 3 6 3 6	青森(街, 路名改, 地, 築) 八戸, 弘前(街, 地) 三木木, 大湊町, 五所川原町, 大畠町(1911)		青森(街路改良, 築)	青森, 八戸, 駒形町大木村	6	
岩手	2 1 2 4 2 2	盛岡(街)		盛岡(街)			
宮城	2 8 2 12 2 12	仙台(街, 風) 石巻, 安田町(街) 志津川町(区)	白石町(風)	仙台(街), 志津川町(區)	仙台, 仙塩町, 渡波町 安田町, 那覇町	5	
秋田	1 3 1 8 1 8	秋田(街, 天體, 正) 大館町(築) 大湯町(街)		秋田(天正幕) 大館町(築)	秋田, 大館町	2	
山形	4 1 4 4 4 9	山形(街, 風, 築) 米沢, 須田, 鶴岡(街, 地)		山形(街)	山形 清田, 米沢, 古坂町	7	
福島	4 1 4 4 4 4	福島, 郡山, 苔松(銀地風) 平, 須賀川町(街)		福島, 須賀川町(街)			
茨城	2 3 2 3 2 3	水戸(街, 風, 地) 日立, 吉河町(街) 上浦町(風)			水戸, 日立,	3	
栃木	3 4 3 7 3 11	宇都宮, 鴻巣(銀地風) 足利(銀色風, 地, 築) 鹿沼町(銀地風) 佐野町(銀地風)		足利(街路名) 鴻巣(街) 中都官	足利, 宇都宮, 萬生町	6	
群馬	3 1 3 9 3 9	前橋, 高崎(街地風) 銚子(街, 正) 太田町(銀地)		桐生(街) 太田町(公)	高崎 前橋	7	
埼玉	3 1 4 5 4 5	浦和, 川越, 葛谷, 鶴巣, 舞鶴町(街) 大宮町(銀地風) 川口(街, 風)		浦和, 川越(街) 川口(街, 風)	葛谷, 川口, 鶴巣町	3	
千葉	5 2 5 13 5 12	千葉(街, 風) 佐倉, 銚子, 鶴崎(街, 風, 地) 松戸町, 野田町, 木更津町(街) 市川(街, 地)		千葉(街, 風) 佐倉町(1911)	千葉, 佐倉市, 市川, 松戸町	14	
東京	2 1 2 6 2 6	東京(街, 風) 上高野町, 高遠町, 公, 防災施設, 藤原町(銀地風) 火焰防火地, 住居用地, 鹿木		東京(施設) 藤原町(銀地風)	東京 八王子	116	
		八王子(街, 風, 地)		八王子(街)			
神奈川	5 12 5 14 5 14	横浜(街, 公, 防灾地, 風, 地, 防災施設)		横浜(街, 公)	横浜, 川崎, 横須賀	28	
		川崎(街, 風, 公, 風, 地, 防災施設)		川崎(街, 風, 公)	鎌倉, 脇谷町, 鎌倉町, 三崎町, 小田原町		
		平塚(街, 公, 地) 横須賀(街, 風, 地, 防災施設)			平塚町 新磯村		
		三崎町(街) 濱, 大井, 斎藤町, 人致田町(公, 地)					
		鎌倉(街, 風) 上湯町, 相模村, 大野村, 大火村(街)					
		坐山町 小田原町(風)					
新潟	4 6 4 17 4 16	新潟(街, 路名改地) 葵町(街, 風, 地)		新潟(街, 路名改)	新潟, 長岡, 三条, 新発田町, 須坂町, 朝日町, 本村町, 大穂町, 長岡市, 葵町	18	
富山	2 3 2 3 2 3	富山(街, 道, 水, 公, 地, 風, 地, 路名改)		富山(街, 道, 水, 公, 地, 路名改)	富山, 生地町	3	
石川	2 8 2 10 2 10	金沢(街, 風, 地) 山中町(街) 七尾, 鶴来町, 山内町(街)		金沢(街)	金沢, 小松町, 大聖寺町, 小中町, 小代町	12	
福井	2 3 2 5 2 5	福井(街, 地) 豊賀, 武生町, 大野町(街)		福井(街)	福井	7	
山梨	1 2 1 8 1 7	甲府, 谷村町, 市川大門町(街)			甲府	3	
長野	5 0 5 10 5 10	長野(街, 公, 地), 松本(街, 地) 上田(街) 信濃町村(銀地)		長野, 松本(街)	長野, 上田町, 信濃村, 上信町	10	
岐阜	2 4 3 9 3 9	岐阜(街, 公, 地) 大垣(街, 風, 地) 伊那見町(街)		岐阜(街, 公) 大垣(街, 風)	岐阜, 大垣, 王坂津町, 笠置町, 伊那見町	33	
静岡	5 13 5 27 5 26	静岡(街, 公, 地, 運動) 旗艦(街, 公, 地, 運動) 沼津(街, 風, 地) 三島(街, 大英施設)		静岡(街, 運動)	静岡, 沼津, 小糸町, 三島町, 伊東町, 大英町	23	
		熱海(街, 風) 三島町(街, 地) 大野町(街, 風)		清水(街, 公) 旗艦(街)	旗艦町		
		御殿場(街, 公, 地) 伊豆町(街, 地) 伊豆郡(街, 地)					
		御殿場(街, 公, 地) 伊豆郡(街, 地) 伊豆町(街, 地)					
愛知	6 4 6 16 6 16	名古屋(街, 公, 地, 防災地) 一宮(街, 地)		名古屋(街, 道, 正, 公, 地, 防災地)	名古屋, 草薙, 月隈, 鶴舞, 本郷, 伏見, 鶴舞, 本郷, 月隈町	92	
		豊橋(街, 公, 地) 豊橋町(街, 地) 一宮(街, 地)		豊橋(街, 正, 公, 地)			
		豊橋(街, 公, 地) 伊良湖町(街, 地) 岩出町(街, 地)		豊橋(街, 正, 公)			
		刈谷町(街)		豊橋(街, 正, 公)			
三重	5 3 5 18 5 17	津(街, 公, 地) 四日市(街, 路名改, 正, 地) 松阪(街) 伊賀小田(街, 公, 地, 高地, 美觀地)		津(街) 四日市(街, 路名改)	津, 四日市, 伊賀小田, 小牧町	5	
		木本町, 甚目寺町(街, 地) 朝日町, 鶴御町, 朝日町(区)		木本町(街)			
		鈴鹿町(街)		鈴鹿町(街)			
滋賀	2 - 2 2 2 1	大津(街, 風) 長浜町(風)		大津(街)	大津 長浜町	2	
京都	4 2 4 4 4 3	京都(街, 路名改地) 地鐵地鐵路西改(東高鴨) 京橋町(街) 京橋町(風)		京都(街, 河, 正, 公, 路名改)	京都, 伏見, 鴨, 丹波, 伏見町	38	
大阪	6 9 6 19 6 19	大阪(街, 風, 建, 正, 公, 地, 防災地) 美觀地		大阪(街, 風, 建, 正, 公, 地)	大阪, 大阪, 堺, 布施	106	
		堺(街, 運, 風, 地, 防災) 岸和田(街, 公, 地) 畠中(街, 公, 地)		堺(街, 運, 建, 正, 公, 地)	堺, 長岡町, 伏見町, 人見町, 山田町		
		北河内(街) 有斐(街, 公, 地) 一園(街) 京王(街, 公, 地) 京橋(街, 公, 地)		北河内(街, 運, 建, 正, 公, 地)	北河内, 長岡町, 伏見町, 人見町, 山田町		
		北河内町(街) 大津町(街, 防災) 和美村(街, 公, 地)		北河内町(街, 運, 建, 正, 公, 地)			

表-2.

府県名	市町村数	都市計画区域	計画区域	計画決定都市名	事業決定都市名	既調整施行都市名	面積
兵庫	5 6 5 8	5 8	御所(街)、防潮裏(河、北、防災地)、瀬(街、港、河)	神戸(街)、防潮(街、港、河)	神戸、西宮、明石、尼崎、但馬町	神戸、西宮、明石、尼崎、但馬町	69
			高尾(街)、防潮(河、北、防災地)、瀬(街、河、北、防災地)	高尾(街)	高尾(街)	高尾(街)	
			芦村(街)、伊丹(街)、洲木町(河)	伊丹(街)	伊丹(街)	伊丹(街)	
奈良	1 2 1 8	1 8	奈良(街)、防潮(河、北、防災地)、瀬(街)、防潮(街)	奈良(街)、瀬(街)、防潮(街)	奈良(街)、瀬(街)、防潮(街)	奈良、新瀬(街)、今津(街)、防潮(街)、防潮(街)	10
和歌山	3 3 3 5	3 4	和歌山(街、北)、瀬(街、北)	和歌山(街)	和歌山(街)	和歌山	3
鳥取	2 2 2 4	2 2	鳥取(街、北)、木子(街)	鳥取(街)	鳥取(街)	鳥取、岩美町、小鴨村	5
島根	1 8 1 10	1 10	松江(街)	松江(街)	松江	松江	4
岡山	3 11 3 14	3 14	岡山、津山(街、北)、倉敷(街、北)	岡山(街)、倉敷(街)	岡山、津山、守野町、倉敷町	岡山、津山、守野町、倉敷町	23
広島	5 7 5 14	5 11	庄原(街、北、防災地)、桑原(街、北、防災地)、瀬戸(街、北、防災地)、福山(街、北、防災地)、尾道(街、北、防災地)、竹原町(街、公、基)、呉中町(街)、取合町(川)	庄原(街)、桑原(街)、瀬戸(街)、福山(街)、尾道町(街、公、基)、竹原町(街)	庄原、桑原、三原、竹原町	庄原、桑原、三原、竹原町	25
			竹原町(川)	竹原町(川)	竹原町(川)	竹原町(川)	
山口	6 9 7 8	7 7	山口(街、北)、下関(街、北)、防山(街、北)、岸町(街)、防波堤町(街)	下関、山口(街)、防山(街)	下關、山口(街)、防山(街)	下關、山口(街)、防山(街)	8
			小野町(街)、防波堤町(街)	小野町(街)			
徳島	1 2 1 4	1 4	徳島(街、北)、板谷町、小松島町(街)	徳島(街)	小松島町	小松島町	1
香川	2 4 2 18	2 18	高松(街、北、防災地)、丸亀(街、北)、観音寺町(街)	高松、丸亀(街)	高松、丸亀(街)	高松、丸亀(街)	7
愛媛	5 1 5 3	5 3	松山、今治、新居浜(街)				
高知	1 0 1 2	1 2	高知(街、北)			高知	1
福岡	10 7 10 9	10 8	福岡、小倉、中間、八幡、門司、若松(街、北、防災地)、久留米(街、北、防災地)、大牟田(街、北、防災地)	福岡、八幡、小倉(街)、大牟田(街)	福岡、人吉町、小倉、門司、八幡、久留米、大牟田	福岡、人吉町、小倉、門司、八幡、久留米、大牟田	55
			大牟田(街、北、防災地)				
佐賀	1 5 2 5	2 5	佐賀(街、北)	佐賀(街)	佐賀町	佐賀町	7
長崎	2 14 2 15	2 15	長崎(街、北、防災地)、佐世保(街、北)、城郭町(街、北)	長崎、佐世保(街)	長崎、佐世保	長崎、佐世保	4
			大村町(街、北)、小紙町、島原町(街、北)、平戸町(街、北)				
熊本	1 5 1 7	1 7	熊本(街、北、防災地)、上代町(街、北)	熊本(街)、八代町(街)	熊本	熊本	4
大分	3 3 3 5	3 5	大分、別府(街、北、防災地)、中津、津久見町、鹿児島町	大分、別府(街)	大分、中津、別府、津久見町、鹿児島町	大分、中津、別府、津久見町、鹿児島町	7
宮崎	3 8 3 19	3 19	宮崎(街、北、防災地)、延岡、都城(街、北)、日南町、油木町、小林町(街)、高城町、高鶴町(街、北)	宮崎、延岡、都城町、日南町、高城町、小林町(街)	宮崎、延岡、都城町、日南町、高城町、小林町、君山村、高鶴町	宮崎、延岡、都城町、日南町、高城町、小林町、君山村、高鶴町	43
			高原町(街)				
鹿児島	1 9 1 20	1 19	鹿児島(街、北、防災地)、指宿町、川内町、阿久根町(街)	鹿児島、川内町、指宿町(街)	鹿児島、川内町、指宿町(街)	鹿児島、川内町、指宿町(街)	79
						名張町、宮之城町、大波多村	
沖縄	1 1 2 -	1 -	那霸(下)	那霸(下)			
計	151 125 154	385 49	151 48	309 都市	102 都市	186 都市	851

以上内、街、河、湖、川、運河、洞、下水道、上水道、飛行場、

備考
既調整施行都市、防潮、公園、市場、墓地、

防火、消火、風、風災地区、防火、火灾地区、防空、防空施設(排水槽)、地域

美觀、美觀地區、建築、建築却場、意匠